

令和2年 No.45

○国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則の制定

改正理由

物品管理に関し、事務的負担を軽減・簡素化するため、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和2年7月30日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年細則第8号

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則（平成16年細則第12号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部改正について

改正理由：物品管理に関し、事務的負担を軽減・簡素化するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(不用の決定の承認)</p> <p>第17条 資産管理役は、規則第20条の不用決定をするときは、物品不用決定伺（別紙様式第6号）によるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式第6号 [別紙B参照]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和2年7月30日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(不用の決定の承認)</p> <p>第17条 資産管理役は、規則第20条の不用決定をするときは、物品不用決定伺（別紙様式第6号）によるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式第6号 [別紙A参照]</p> <p>[省略]</p>

〔別紙A〕（現行）

別紙様式第6号

物 品 不 用 決 定 伺										年	月	日
資産管理役      財務・研究推進部長      経理課長      担当係長      担当係								不 用 決 定 承 認		年      月      日		
物 品 の 内 容	<u>品 名</u>	<u>規 格</u>	<u>資産番号</u>	<u>数量</u>	<u>単価</u>	<u>金額</u>	<u>取得年月日</u>	不用決定の理由	<u>設置場所</u>	備 考		
処 分 予 定	売 払	売 払 時 期					売払いの相手方					
		売 払 場 所					売 払 方 法					
	解 体	解 体 時 期					解 体 方 法					
		解 体 場 所					解体後の処理					
	廃 棄	廃 棄 時 期					廃 棄 理 由					
		廃 棄 場 所					廃 棄 方 法					

〔別紙B〕（改正）

別紙様式第6号

物 品 不 用 決 定 伺					年 月 日	
資産管理役	財務・研究推進部長	経理課長	担当係長	担当係	不 用 決 定 承 認	年 月 日
<u>品 名 等</u>					不用決定の理由	備 考
<u>別紙物品返納報告書のとおり</u>						
処 分 予 定	売	売 払 時 期		売払いの相手方		
	払	売 払 場 所		売 払 方 法		
	解	解 体 時 期		解 体 方 法		
	体	解 体 場 所		解体後の処理		
	廃	廃 棄 時 期		廃 棄 理 由		
	棄	廃 棄 場 所		廃 棄 方 法		